

田野畑村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

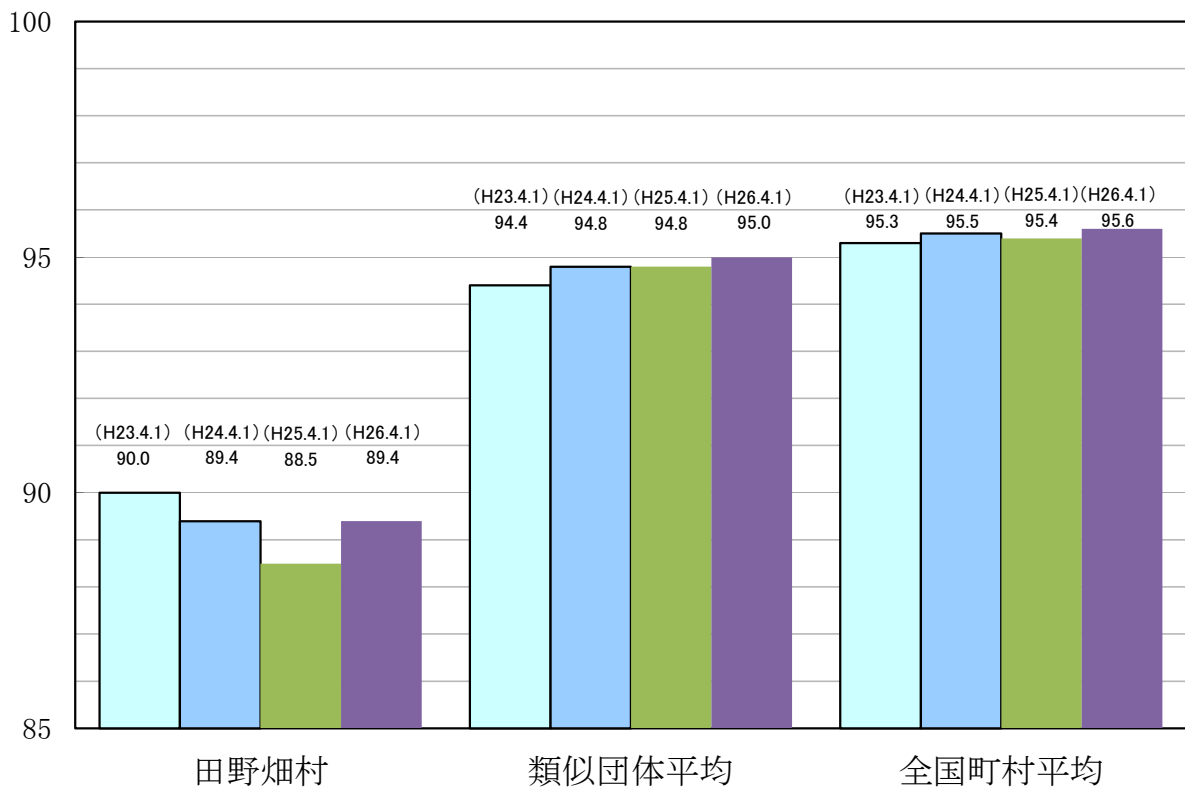
区分	住民基本台帳人口 (26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
25年度	3,708	10,179,400	250,503	590,230	5.8	3.3

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
25年度	55	198,702	58,708	67,361	324,771	5,905	5,382

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(3年間)給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

- ① 給料表の見直し
 [未実施]
 未実施の理由

震災からの復興業務を重点施策とする期間は、現行制度を維持することとした。

- ② その他の見直し内容

行っていない。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
田野畑村	45.2 歳	301,500 円	347,691 円	328,026 円
岩手県	43.9 歳	332,949 円	397,778 円	361,678 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	41.6 歳	303,591 円	344,539 円	332,748 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区 分	田野畑村	岩手県	国	
一般行政職	大学卒	172,200 円	172,200 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	140,100 円	140,100 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成26年4月1日現在)

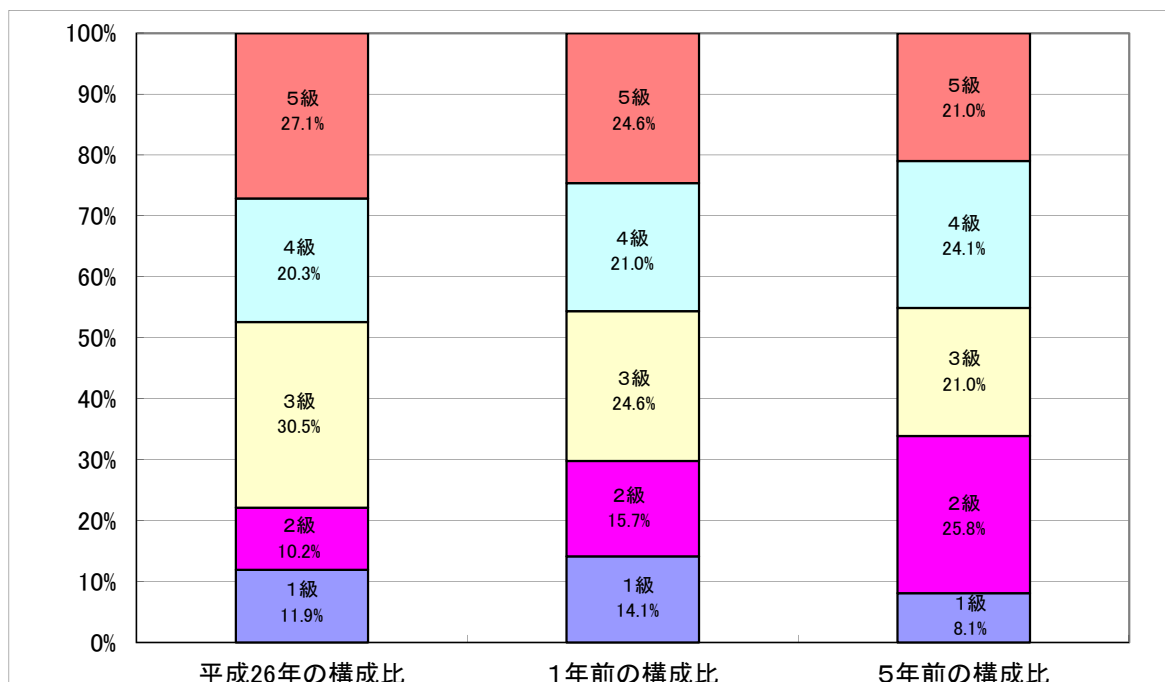
区 分	経験年数10～20年未満	経験年数20～30年未満	経験年数30～35年未満	経験年数35年以上	
一般行政職	大学卒	269,700 円	361,200 円	388,000 円	- 円
	高校卒	231,300 円	320,600 円	- 円	355,300 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成26年4月1日現在)

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
5級	課長、事務長	16人	27.1%	289,200円	400,600円
4級	主任主査	12人	20.3%	261,900円	388,300円
3級	主査、主任	18人	30.5%	222,900円	354,700円
2級	主事	6人	10.2%	185,800円	307,800円
1級	主事	7人	11.9%	135,600円	243,700円

(注) 1 田野畑村の給与条例等に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

病欠休暇の取得及び懲戒処分を受け昇給区分が調整された者等以外は、一律昇給。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

田 野 畑 村		岩 手 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)		—	
1,312 千円		1,630 千円			
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.55 月分	1.35 月分	2.55 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(—)月分	(—)月分	(1.40)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5～15%		・役職加算 5～20%		・役職加算 5～20%	
		・管理職加算 10～25%		・管理職加算 10～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

懲戒処分を受けた者で成績率を調整された者等を除き、一律の成績率を適用。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

田 野 畑 村			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.62 月分	27.025 月分	勤続20年	21.62 月分	27.025 月分
勤続25年	30.82 月分	36.57 月分	勤続25年	30.82 月分	36.57 月分
勤続35年	43.70 月分	52.44 月分	勤続35年	43.70 月分	52.44 月分
最高限度額	52.44 月分	52.44 月分	最高限度額	52.44 月分	52.44 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)			定年前早期退職特例措置(割増率2～45%)		
1人当たり平均支給		18,024 千円			

(注)退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当(平成26年4月1日現在)(一般行政職)

支給実績(25年度決算)		— 千円	
支給職員1人当たり平均支給額(25年度決算)		— 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)

(4) 特種勤務手当(平成26年4月1日)(一般行政職)

支給実績(25年決算)		-		千円
支給職員1人当たり平均支給月額(25年度決算)		-		円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度決算)		-		%
手当の種類(手当数)		-		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績(25年度決算)	左記職員に対する支給単価
			人	%

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	13,244 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	250 千円
支給実績(24年度決算)	13,278 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	281 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を管理除く。)である。

(6) その他の手当(平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(25年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 1、配偶者 月額13,000円 2、配偶者以外の扶養親族 月額6,500円 ・配偶者のない場合の1人目 月額11,000円 ※16歳から22歳までの子には 月5,000円が加算される	同じ		9,828 千円	223,361 円
住居手当	借家・借間居住者で 月額12,000円を超える家賃を負担している場合、家賃の額に応じて支給 上限 月額27,000円	同じ		1,789 千円	178,850 円
通勤手当	1、交通機関等利用者 運賃等に応じ 月額50,000円まで 2、自家用車等利用者 通勤距離に応じ 月額24,500円まで	異なる	交通機関利用者 55,000円まで	3,242 千円	70,470 円
宿日直手当	宿日直1回につき ・医師、歯科医師 20,000円 ・看護師等 5,900円 ・その他の診療所職員 4,900円 ・その他の職員 4,200円	—		2,171 千円	44,314 円
管理職手当	・診療所長等 給料月額の 10/100 ・課長 給料月額の 6/100 ・主幹 給料月額の 3/100	—		5,275 千円	329,675 円
管理職員特別勤務手当	管理職の職員が週休日、休日に4時間以上勤務した場合 ・診療所長 6,000円 ・教育長 8,000円 ・課長、主幹 4,000円	—		78 千円	39,000 円

5 特別職の報酬等の状況(平成26年4月1日現在)

区 分		給 料	月 額	等
給 料	村 長	458,500 円	(参考)類似団体における最高/最低額	
		(655,000 円)	820,000 円/	458,500 円
副 村 長	副 村 長	538,000 円		
		(円)	647,000 円/	421,500 円
報 酬	議 長	235,000 円	310,000 円/ 171,100 円	
		(円)		
	副 議 長	189,000 円	251,000 円/ 119,000 円	
議 員		(円)		
	議 員	170,100 円	230,000 円/ 100,000 円	
期 末 手 当	村 長	(25年度支給割合)		
	副 村 長	2.90 月分		
議 長	議 長	(25年度支給割合)		
	副 議 長	2.90 月分		
退 職 手 当	村 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 村 長	給料月額×0.4038×在職月数	12,695,472 円	任期ごと
		給料月額×0.2328×在職月数	6,011,827 円	任期ごと
	備 考			

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、
1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

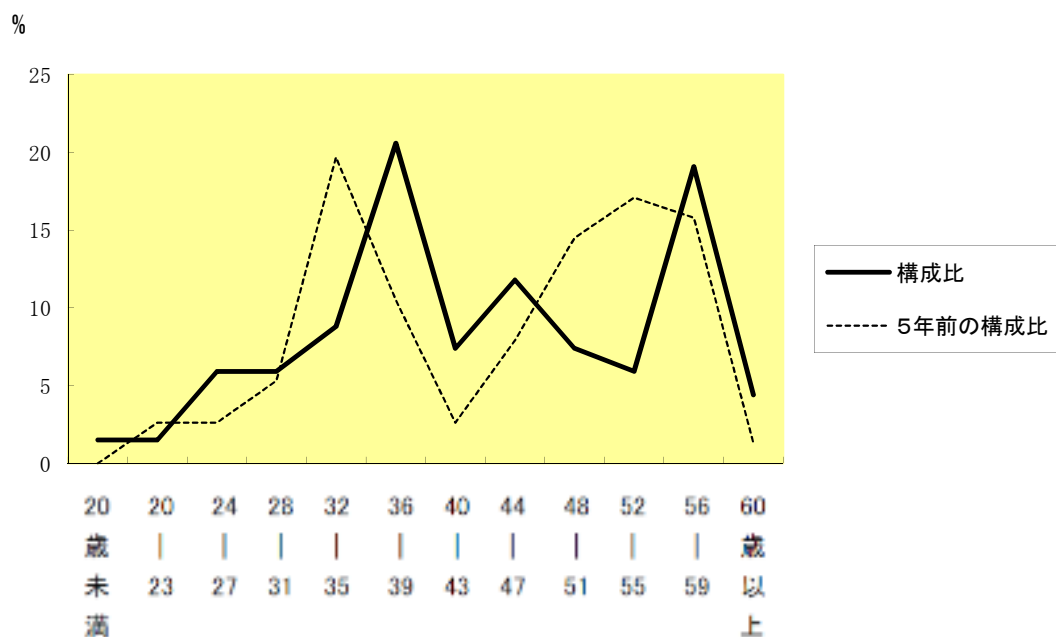
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成25年	平成26年		
普通会計部門	議 会	1	1		復興業務対応のため増
	総 務	17	18		
	税 務	2	2		
	農林水産	7	6		
	商 工	2	2		
	土 木	11	12		
	民 生	7	8		
	衛 生	4	4		
	計	51	53	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 14.3 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 17.2 人)
	教育部門	4	4	0	
消防部門					
小 計	55	57	2	<参考> 人口1,000人当たり職員数 15.4 人 (類似団体の人口1,000人当たり職員数 20.7 人)	
公営企業計等部門	病 院	7	5		業務内容見直しによる減
	水 道	1	1		
	下 水 道	1	1		
	そ の 他	5	4		
	小 計	14	11	▲ 3	
合 計		69	68	▲ 1	<参考> 人口1,000人当たり職員数 18.3 人
		[85]	[95]	[]	

(注)1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2)年齢別職員構成の状況(平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳23歳	24歳27歳	28歳31歳	32歳35歳	36歳39歳	40歳43歳	44歳47歳	48歳51歳	52歳55歳	56歳59歳	60歳以上	計
職員数	1人	1人	4人	4人	6人	14人	5人	8人	5人	4人	13人	3人	68人

(3)職員数の推移

部門別	年度						過去5年間の増減数(率)
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	
一般行政	48	48	48	49	51	53	5 (10.4%)
教育	10	9	8	5	4	4	▲6 (▲60.0%)
消防	0	0	0	0	0	0	0
普通会計計	58	57	56	54	55	57	▲1 (▲1.7%)
公営企業等会計計	18	16	16	14	14	11	▲7 (▲38.9%)
総合計	76	73	72	68	69	68	▲8 (▲10.5%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数である。